

○牧之原市建設関連業務委託制限付き一般競争入札実施要領

平成26年4月1日

告示第139号

改正 平成28年9月30日告示第154号

平成30年6月1日告示第92号

令和2年5月7日告示第118号

令和3年3月31日告示第63号

令和4年2月1日告示第8号

令和6年11月29日告示第295号

令和8年3月31日告示第125号

(目的)

第1条 この告示は、市が発注する建設工事に係る測量、設計等業務委託の質の確保を図りつつ、入札・契約制度のより一層の透明性・競争性を高めるため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による資格を定めて行う一般競争入札（以下「制限付き一般競争入札」という。）を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 制限付き一般競争入札の対象となる業務委託（以下「対象業務」という。）は、次のとおりとする。ただし、対象案件の性質、目的その他特別の理由により一般競争入札に適しないと認められる場合は、この限りでない。

(1) 設計金額（消費税額及び地方消費税額を含む。次号において同じ。）

が1千万円以上の業務委託

(2) 設計金額が1千万円未満で、市長が必要と認めた業務委託

(入札に参加する者に必要な資格)

第3条 制限付き一般入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者

(2) 牧之原市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

(3) 牧之原市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱（平成17年牧之原市告示89号）に基づく入札参加停止を受けている期間中でないこと。

(4) 静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年静岡県管第324号）に基づく入札参加停止を受けている期間中でないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが成されている者（更生手続開始の決定後、入札参加の可否の審査を受け、契約履行能力を有すると認められた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが成されている者（再生手続開始の決定後、入札参加の可否の審査を受け、契約履行能力を有すると認められた者を除く。）でないこと。

(6) 牧之原市暴力団排除条例（平成24年牧之原市条例第18号）第2条第1号から第3号までの規定に該当する者でないこと。

(7) 当該業務において、技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく技術士の資格を有する者又は建設コンサルタント登録規定第3条第1号ロの認定を受けた者又は不動産鑑定評価に関する法律による登録を受けている者等

を管理技術者、照査技術者として適正に配置できる者

2 市長は、前項に掲げるもののほか、必要に応じて次の各号に定める事項に係る参加資格について、定めることができる。

- (1) 対象業務と同種又は類似の業務委託の実績がある者
 - (2) 対象業務に配置を予定する技術者が適正である者
 - (3) 対象業務に関する受注実績や技術者の有無
 - (4) その他必要と認める事項
- (入札参加資格等審査委員会)

第4条 次に掲げる事項は、牧之原市入札参加資格等審査委員会規程（平成17年牧之原市訓令第18号。）に規定する牧之原市入札参加資格等審査委員会が審査するものとする。

- (1) 入札参加資格に関する事項
 - (2) 制限付き一般競争入札適用に関すること。
 - (3) 入札参加資格の有無
 - (4) その他必要と認める事項
- (入札参加資格の設定)

第5条 対象業務を所管する課（以下「所管課」という。）の長は、入札参加資格設定調書（様式第1号）を作成し、審査委員会に提出するものとする。

2 入札参加資格は、審査委員会の審査により、決定するものとする。
(入札の公告等)

第6条 制限付き一般競争入札に係る地方自治法施行令第167条の6の規定による公告は、牧之原市の契約に関する規則（平成17年規則第34号。以下「契約規則」という。）第6条及び第7条の規定に基づき、別に定める入札執行公告例に準じて作成し、庁舎前の掲示場への掲示及びホームページ等への掲載の方法により行うものとする。

- 2 前項の公告は、入札期日の概ね30日前までに行うものとする。
- 3 所管課の長は、別に定める入札説明書例に準じて、対象業務の入札執行に関する詳細な事項の説明書を作成し、入札参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）に、配布するものとする。
(電子入札)

第6条の2 入札方式を、電子入札（入札執行者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札をいう。以下同じ。）とした場合は、入札執行に係る手続は、静岡県共同利用電子入札システム（以下「システム」という。）の機能に基づき行うものとする。

2 前項に規定する電子入札に関し必要な事項は、牧之原市電子入札運用基準（平成28年牧之原市告示第134号）に定めるものとする。
(歩掛見積り)

第7条 標準歩掛等の定めがない項目については、入札公告において当該項目についての歩掛見積りを求めることができるものとする。この場合、入札公告に見積り条件、見積り書式等を付すものとし、入札公告とともに審査委員会の確認を得ること。

2 歩掛見積を求めた場合は、入札参加資格確認申請書と併せて歩掛見積を資料として提出すること。

3 所管課の長は、提出を受けた歩掛見積りを基に積算歩掛案を設定するものとする。積算歩掛案は審査委員会の審査を受けたのち、入札参加資格のある者に入札参加資格確認通知書とともに通知するものとする。

(入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出並びに受付)

第8条 制限付き一般競争入札に参加する者の入札参加資格を確認するため、入札参加希望者は、公告の日の翌日から7日以内に、入札参加資格確認申請書(様式第2号。以下「申請書」という。)及び資料を持参により、所管課へ提出するものとする。ただし、システムを利用して執行する案件(以下「電子入札案件」という。)については、入札公告に定める方法により提出するものとする。

2 申請書及び資料の様式は、次のとおりとする。

(1) 申請書(様式第2号)

(2) 資料

ア 同種又は類似業務の実績(様式第3号)

イ 配置予定技術者等の資格・業務経験(様式第4号)

ウ 本社、営業所の所在地(様式第5号)

エ 見積書(歩掛見積りを求める場合)

オ その他必要と認めるもの

3 提出された申請書及び資料(以下「提出書類」という。)は、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 提出書類に係る費用は、提出者の負担とする。

(2) 提出書類は、無断で他の用途に使用しない。

(3) 提出書類は、返却しない。

(4) 提出書類は、原則公表しない。

(入札参加資格の確認)

第9条 管理検査課長は、入札参加資格確認申請者一覧表(様式第6号。以下「申請者一覧表」という。)を作成し、提出書類を添え、所管課の長へ送付するものとする。

2 所管課の長は、申請者一覧表に意見を付して、管理検査課を経由して審査委員会に提出するものとする。

3 審査委員会は、入札参加資格の有無についての確認を行い、適当と認めるときは、その旨を所管課の長に通知するものとする。

4 管理検査課長は、入札参加資格確認通知書(様式第7号)により、前項の確認結果を申請者に通知するものとする。ただし、電子入札案件については、システムにより前項の確認結果を申請者に通知するものとする。

5 第3項及び前項の通知は、提出書類の提出期限日の翌日から5日以内に行うものとする。

(入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明)

第10条 入札参加資格がないと認められた者は、前条第4項の通知の日の翌日から2日以内に、入札参加資格がないと認めた理由について、書面を持参することにより、市長に説明を求めることができるものとする。ただし、電子

入札案件については、システムの機能を利用して、説明を求めることができるものとする。

- 2 市長は、前項の理由を求められたときには、入札参加資格がないと認めた理由等についての説明を求めることができる最終日の翌日から2日以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。ただし、電子入札案件については、システムの機能を利用して、回答するものとする。
- 3 説明を求めた者に対し入札参加資格があると認めた場合は、前条第4項の通知を取り消し、前項の回答と合わせて、改めて資格のある旨の通知を行うものとする。この場合においては、審査委員会で協議するものとする。

(設計図書等の配布等)

第11条 契約書案、契約約款、仕様書、設計書、図面、入札心得及び現場説明書（以下「設計図書等」という。）は、入札公告に定める方法により配布するものとする。

- 2 設計図書等に対する質問は、入札公告に定める方法により、第9条第4項の通知の日の翌日から7日以内に提出されたものに限り受け付けるものとし、その質問に対する回答は、質問を提出することができる最終日の翌日から5日以内にするものとする。
- 3 質問に対する回答は、所管課の長が作成し入札公告に定める方法により縦覧に供するものとする。

(現場説明会)

第12条 所管課の長は、必要があると認めるときは、現場説明会を行うことができる。

- 2 現場説明会を行う日は、提出書類の提出期限日の翌日から第9条第5項の通知の日までの間とする。

(入札保証金)

第13条 入札保証金は、契約規則第13条第2項の規定に基づき、免除するものとする。

(入札の執行)

第14条 市長は、入札の執行に先立ち、入札に参加しようとする者が第9条第4項に規定する入札参加資格があることを確認した旨の通知書の写しを確認するものとする。ただし、電子入札案件についてはこの限りでない。

- 2 市長は、入札に参加しようとする者が1者のときは、入札の執行を取りやめることができるものとする。

(入札の無効)

第15条 次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 公告に示した入札に参加する者に必要な資格がない者及び虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) 入札心得、現場説明書、公告及び現場説明において示した条件等入札に関する条件に違反した入札
- (3) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において入札参加資格がなくなった者がした入札

(入札結果等の公開)

第16条 市長は、落札者の決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後、牧

之原市の公共工事の入札及び契約の情報に関する公表の方法（平成19年牧之原市告示第97号）に基づき、入札結果等を公開するものとする。

（技術者等の配置）

第17条 市長は、落札者に対して、様式第4号に記載した配置予定技術者が、当該業務の現場に配置されるように措置するものとする。

（期間の計算）

第18条 この告示において期間の計算をする場合で、当該期間内に牧之原市の休日定める条例（平成17年牧之原市条例第2号）第1条第1項に規定する休日があるときは、当該休日を除いて計算するものとする。

（現行規定の効力）

第19条 この告示に特別の定めがない限り、現行の諸規定が適用される。

（その他）

第20条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月30日告示第154号）

この告示は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成30年6月1日告示第92号）

この告示は、平成30年6月1日から施行する。

附 則（令和2年5月7日告示第118号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第63号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月1日告示第8号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年11月29日告示第295号）

この告示は、令和6年12月2日から施行する。

附 則（令和8年3月31日告示第125号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。